

人事院公示第3号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成6年人事院公示第14号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和5年2月28日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 (略)	一 (略)
二 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項	二 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）に規定する次に掲げる事項
(1)～(6の2) (略)	(1)～(6の2) (略)
(7) <u>第12条第2項</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。	(7) <u>第12条第2項第1号又は第2号</u> の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。
(8)～(20) (略)	(8)～(20) (略)
二の二・三 (略)	二の二・三 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

- 2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。